三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県大沼郡金山町大字大塩字小田代三七六六、大字大志字雨堤一五五三の一、字糠塚一〇四三の三、一〇四三の四、大字水沼字下大牧二三五三の一、二三五三の二、二三八七の一から二三八七の三まで、二三八七の五、二三八七の六、二三八七の二〇、二三八七の三四から二三八七の三六まで、字中島二三五一の二、字木根沢一九四〇、一九四〇の二、一九四一から一九四四まで、一九四六、一九四八、一九四九、一九四九の二、一九五二、一九五三、一九五三の二、一九五六、一九五九の一、一九六〇、一九六一、一九六四から一九七一まで、一九七五の一、一九七六の一、一九七六の二、一九八〇、一九八四、一九八六の一、一九八六の二、一九八七、一九八八、一九九〇の一、一九九〇の二、一九九〇の四、四一五三、字沢東一一三一、一一三二の一、一一五二の一、一一五四の二、一一五四の三、字後山九〇六の一、九〇六の二、九〇七の一、九〇八の一、九〇八の三、九一五の一、九一六、九三二、九三二の一から九三二の三まで、九三二の四、九三三の二、大字八町字山久保三〇八の一一、字早坂三二二の一、大字大栗山字杢冷三〇一三、三〇一六の一、三〇一六の二、三〇一六の六、三〇一六の九、三〇一七、三〇五〇、字松原一九七の一、一九九、二〇〇、二〇一の一、字下松原一九四の三、二一六の一、四二〇の二、四二〇の四、四二一、大字西谷字橋向一九四一から一九四三まで、一九四六、一九四八から一九五四まで、一九五五の一から一九五五の一三まで、一九五六から一九六〇まで、一九六三、一九六四の一、一九六四の二、一九六五の一、一九六五の三から一九六五の一二まで、一九六五の一四から一九六五の二五まで、一九六五の二七から一九六五の三二まで、一九六五の三四、一九六五の三六から一九六五の四二まで、一九六五の四四から一九六五の五二まで、一九六五の五四から一九六五の七四まで、一九六六、一九六六の四、一九六九、一九七二、一九七三、一九七四の一、一九七四の二、一九七七の一、一九七八から一九八三まで、一九八四の一、一九八四の二、一九八五から一九八七まで、二〇八六から二〇九一まで、大字小栗山字腰巻二二六二、二二六三の一、二二六三の二、二二六四の一、二二六四の二、二二六五、字堂平二〇二三、二〇二四、大字山入字鮭立向山二六一五の一、二六一五の六から二六一五の四四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
字小田代三七六六（次の図に示す部分に限る。）、字腰巻二二六二、二二六三の一、二二六三の二、二二六四の一、二二六四の二、二二六五、字堂平二〇二三、二〇二四、字鮭立向山二六一五の一・二六一五の四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六一五の六から二六一五の四二まで、二六一五の四四
2　その他の森林については、主伐は、択伐による。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字矢近二四四の一三から二四四の一五まで、大字福岡字下平七八の一、七九の一、大字大梅字白毛角一九七の二、字段河内三〇一の二、大字強梨字蟹内九五、一五四から一五八まで、二〇六、大字寺山字久沢一、二、二六八の一
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字矢近二四四の一三から二四四の一五まで、大字福岡字下平七八の一、七九の一、大字大梅字白毛角一九七の二、字段河内三〇一の二、大字強梨字蟹内九五、一五四から一五八まで、二〇六、大字寺山字久沢一、二、二六八の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下平七八の一、七九の一、字白毛角一九七の二、字段河内三〇一の二、字蟹内九五、一五四から一五八まで、二〇六
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字流字大日向二七、字北大犬沢三から五まで、一四から一七まで、二〇、字南大犬沢五一から五五まで、五六の一、五七の一、五八の一、六〇から六三まで、七二から七五まで、大字下手沢字円間一八一の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県東白川郡塙町大字川上字中根一二の三、一二の四、四八の二、七七の二、七八の三、八〇の二、八一の二、八二の三、八七の二、一二九、一三二の二、一五四、字薄久保四六の二、四六の三、七二の三、七三の二、九九の二、一五九の二、字板庭二一五、二一六、二九六の一、二九七の一、二九七の四
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中根一二の三、一二の四、四八の二、七七の二、七八の三、八〇の二、八一の二、八二の三、八七の二、字薄久保四六の二、七二の三、七三の二、九九の二、一五九の二、字板庭二一五、二一六・二九六の一・二九七の一・二九七の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）